

## 四国中央テレビ契約約款

株式会社四国中央テレビ（以下「当社」という。）と当社が提供するサービスを受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとする。

（当社の行う業務）

第1条 当社は業務区域内の加入者に次の業務を提供する。

- （1） 放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）、ラジオ放送（FM及びデジタル放送。）及びデジタルデータ放送を有線により同時再送信する業務。
- （2） 基本利用料で視聴できる自主放送番組を有線により放送する業務。
- （3） 基本利用料以外に別料金で視聴できる同時再送信番組、自主放送番組（以下「オプションチャンネル」という。）を有線により放送する業務。
- （4） 上記業務に付帯する業務。

（契約の単位）

第2条 加入契約は、1引込線（引込線及び保安器または回線終端装置）ごとに締結することを原則とする。

2 1引込線に複数の世帯・企業等が接続される場合は、各世帯・企業ごとに締結するものとする。

3 業務目的で、あるいは継続的に当社の提供するサービスを不特定または多数の人が視聴できるように受信機を設置する場合、もしくは定められた受信機台数を越えた台数で視聴する場合、当社との別段の取決めまたは承諾が必要となる。

（契約の成立）

第3条 加入契約の成立は、加入申込者が所定の申込書を提出し、当社がこれを受諾した時とする。

2 当社は契約成立後、次の場合には、その契約を解除することができる。

- （1） 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。
- （2） 加入申込者が、当社の定める業務区域と異なる業務区域のサービスに申込みをした場合。
- （3） 加入申込者が、当社が別に定める料金表に記載のある条件を満たさずに申込みをした場合。
- （4） 加入申込者が、当社が別に定める料金表に記載のないサービスに申込みをした場合。
- （5） 加入申込者が自己に課せられた責務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される金員の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
- （6） 加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合。
- （7） 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合。
- （8） 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
- （9） 料金等の支払いについて、当社が定める方法に同意が得られない場合。

- (10) 加入申込者が、当社が別に適用する特約を不当に利用するおそれがあると認められる場合。
- (11) 加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合。
- (12) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
- (13) 約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合。
- (14) 前号までの理由で当社が申込を承諾しなかった加入申込者の代理として加入申込を行っていると思われる場合。

3. 当社は、契約成立後であっても前項の内容に相当する場合、若しくはこの約款に違反する行為を確認した場合、その契約を解除することができるものとします。この場合、当社は本約款の規定以外に、別に定める解約手数料等の規定を適用できるものとする。

#### (加入申込の解除等)

第4条 加入申込者は、加入申込を解除しようとするときは、申込の日から8日の間、書面で当社に通知することにより申込を解除または、取り消すことができる。ただしこの場合、引込線工事、加入者の設備工事のいずれかが施工済みの場合、もしくは、その両方が施工済みの場合はそれぞれの工事料を負担するものとする。尚、契約料を支払済みの場合はその契約料の払戻しを行う。

#### (最低利用期間)

第5条 加入契約には、6カ月（モバイル契約の場合は1年間）の最低利用期間がある。

2. 当社は、契約者より最低利用期間が満了する前に契約の解除の申し出があったときには、当該契約者に対して別に定める解約手数料を請求することができるものとする。なお、加入契約の解除に関しては第21条の規定によるものとする。

#### (契約料)

第6条 加入者は、当社が別に定める料金表に従い、契約料を支払うものとする。

- 2 加入者は、セットトップボックス（以下「STB」という。）の取り付け工事が完了したとき、もしくは初回の屋内工事が完了したときに契約料を支払うものとする。

#### (基本利用料)

第7条 加入者は、屋内工事が完了しサービスを受けた日の属する月の翌月から、当社が別に定める料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の四国中央テレビ加入申込書に記入の料金お支払い口座から自動振替するものとする。

- 2 利用料の計算の開始はサービスを受けた日、終了は加入契約の解除のあった日の属する月の末日までとする。
- 3 社会経済情勢の事由により、総務大臣に届出た上で利用料金の改定を行うことがある。
- 4 当社の設定した契約料・利用料には、NHKの受信料（NHKの衛星放送受信料も含む。）は含まれていない。従って、NHKと受信契約を締結していない加入者は、別途、NHKと所定の受信契約を結んでいただくこととなる。
- 5 当社の設定した契約料・利用料には、WOWOWの契約料、受信料は含まれない。従って、WOWOWの視聴を希望する加入者は、別途、WOWOWと所定の受信契約を結んでいただくことになる。

(特別料金)

第8条 第1条に定めるサービスを受ける加入者は、第6条・第7条の規定による契約料・利用料に加えて、別に定める料金表に従い特別料金表を支払うものとする。

- 2 オプションチャンネルの視聴申込は、STB毎・チャンネル毎・月毎の契約とする。
- 3 料金の支払いは、第7条第1項に準じるものとする。

(STBの貸与)

第9条 STBは、当社の所有とし、加入者に貸与する。

- 2 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。

(延滞利息)

第10条 加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%（1年を365日とする。）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとする。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでない。

(設備の設置及び費用の負担)

第11条 当社が行う業務に必要な設備（放送センター、伝送路設備）の設置に要する費用は当社が負担し、これを所有または管理する。

- 2 引込み線の設置に要する費用は、加入者が負担し、当社がこれを所有及び管理する。
- 3 引込み線を設置するにあたり、当社の施工基準を超えるものである場合、その費用は加入者が負担し、当社がこれを所有および管理する。
- 4 前項の工事並びに保守については、当社が行う。
- 5 加入者は、加入者の設備（保安器または回線終端装置（以下「保安器等」という。）の出力端子以降の設備）の設置に要する費用を負担し、これを所有する。
- 6 上項の工事については当社の指定する業者が行い、保守管理については加入者が行うものとする。

(既存の受信設備並びに画像品質)

第12条 加入者が設置している既存の受信設備は、原則としてそのまま残置するものとする。

- 2 加入者が、既存の受信設備で視聴する場合、その画像の品質の変化について、当社は関知しないものとする。

(設置場所の提供等)

第 13 条 加入者が所有または占有する敷地、建物、構築物等において、当社が引込み線等設備（引込み線、保安器等）を設置するために必要な場所は、その加入者が提供するものとする。

- 2 当社または当社の指定する業者が引込み線等設備の設置、撤去、修理または復旧の工事を行う場合には、当社または当社の指定する工事業者は予め加入者に対し工事内容を説明した上で、当該工事を実施することを原則とする。なお、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。
- 3 当社が加入契約に基づいて設置する S T B、回線終端装置等に必要な電気料は、加入者が負担するものとする。
- 4 加入者は、引込み線設備の設置について、地主、家主、その他利害関係人があるときは、予め承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負い、当社は関知しないものとする。

(設置場所の変更)

第 14 条 加入者が、加入者の事由（転居等）により引込み線等設備の移転を行う場合は、業務区域内で、なおかつ配線方法が当社の定める施工基準を満たす場合に限りその移転を認めるが、その移転に要する工事料は加入者が負担するものとする。

(故障)

第 15 条 当社は、加入者から当社が提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合、これを調査し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 異常の原因が加入者の設備による場合、その調査と修復に要する費用を加入者が負担するものとする。
- 3 加入者は、故意または過失により、当社の設備に故障を生じさせた場合は、その調査と修復に要する費用を負担するものとする。
- 4 S T B の付属品（リモコン等）に故障が生じた場合は、新しい付属品と交換することとし、その交換費用は加入者が負担するものとする。

(保守責任及び免責事項)

第 16 条 当社は、当社の設備の維持管理責任を負うものとする。ただし、加入者は、維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとする。

- 2 当社が放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合、加入者は当該月分の利用料の支払いを要しないものとする。
- 3 当社の設備保守責任範囲は保安器等の出力端子までとする。ただし、貸与した S T B については、当社の責任とする。（ただし付属品は除く。）
- 4 保安器等の出力端子以降の加入者側の設備並びに加入者の受信機に起因する事由により当社の行うサービスに支障が生じた場合、当社はその責任を負わないものとする。

5 当社は、次の各号に起因することにより、第1条に定めるサービスの提供に支障が生じることがあっても、その責任を負わないものとする。

- (1) 天災、事変その他の事態のとき。
- (2) 第三者が故意または過失により、当社の設備に損傷を与えたとき。
- (3) その他やむを得ない事由のとき。

(名義変更)

第17条 加入者は、相続の場合以外その名義を変更することができない。

(加入者の義務)

第18条 加入者は、次のことを遵守するものとする。

- (1) 当社が所有または管理する設備を改変、移動・取り外しをしないこと。
- (2) 当社が貸与するSTBは責任を持ってこれを管理・保管し、変更・分解または損壊しないこと。
- (3) 加入契約に基づいた数量以外の受信機等を接続して視聴しないこと。これに違反したときは、視聴を始めた期日にさかのぼり相当の利用料を支払うものとする。
- (4) 加入者は加入契約に基づいて設置した設備を別世帯に無断で分配・延長しないこと。なお、世帯とは住居及び生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者とする。

2 加入者は、前項の規定に違反して、設備を亡失または損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充・修理その他の工事等に必要な費用を支払うものとする。

(サービスの休止)

第19条 加入者は、当社が提供するサービスを一時的に休止しようとする場合は、当社が定める一定期間内において、サービスの休止ができるものとする。

- 2 サービスを休止する場合、契約料の払戻しはしないものとする。
- 3 サービスを休止する場合、加入者は第7条の規定による料金を支払うものとする。ただし、前納している場合は第7条の規定にかかわらず、休止の月の翌月以降の分について払い戻すものとする。
- 4 サービスを休止する場合、当社は、当社が所有または管理する設備を撤去することを原則とする。同時に第1条にある業務を停止する。この場合、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。
- 5 休止後、サービスの復活をする場合は、加入者は、当社にその旨を申し出により、サービスの提供に必要な措置（引込み線工事、加入者の設備工事、STBの取り付け工事等）を行いその費用は、加入者が負担するものとする。

(加入契約の解除)

第20条 加入者は、加入契約を解除しようとする場合は、速やかに当社にその旨を申

し出るものとする。

- 2 契約を解除する場合、契約料の払戻しはしないものとする。
- 3 契約を解除する場合、加入者は第7条の規定による料金を支払うものとする。ただし、前納している場合は、第7条の規定にかかわらず、解除の月の翌月以降の分について払い戻すものとする。
- 4 契約を解除する場合、当社は、当社が所有または管理する設備を撤去することを原則とする。同時に第1条にある業務を停止する。この場合、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。

(B-CASカードの取り扱いについて)

第21条 B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによる。

(加入者の義務違反による停止及び解除)

- 第22条 加入者が、利用料金等の支払いを2ヶ月以上遅延または本契約約款に違反する行為があった場合、当社は、サービスの提供の停止及び加入契約の解除ができるものとする。
- 2 前項に基づき加入契約が解除された場合、契約料・工事料等の払戻しは行わないものとする。

(工事の遅延承諾)

第23条 加入申込者が所定の手続きを行い、当社がこれを承諾した後に、当社が行う工事が諸般の事情で遅延する場合は、加入者はこれを承諾するものとする。

(放送内容の変更)

第24条 当社は、やむを得ない事情があるときは、放送内容を変更できるものとする。この場合、当社はその他一切の責任を負わない。

(約款の改正)

第25条 当社は、総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとする。この場合、加入者は変更後の約款の適用を受ける。

(定めなき事項)

第26条 この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と加入者は契約の主旨に従い、誠意を持って協議・解決に努めるものとする。

四国中央テレビ テレビサービス料金表

附 則6.

この規則は、平成30年12月1日から施行する。  
消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号)の施行による。

四国中央テレビ テレビサービス料金表

1. 契約料 (第6条関係・一部改正)	
1 契約につき	30,000 円 (税別価格)

2. 引込工事料 (第8条、第11条関係・一部改正)	
1 引込線につき	15,000 円 (税別価格)

※当社の施工基準(引込線 40m)を越えるものについては実費。

- 3. 屋内工事料 (加入者の設備の設置に要する費用)・・・実費
- 4. 契約者設備の点検・補修料・・・実費
- 5. その他の工事料・・・実費

料金表 (第7条関係・一部改正)

6. (1)基本利用料(月毎)

種別		利用料金(月額)	備考
ケーブルテレビ	エコノミー (STB1台込み)	1,900 円	シングル・ダブル加入の場合
		1,300 円	トリプル加入の場合
	デジタルプレミアム (STB1台込み)	3,550 円	シングル・ダブル加入の場合
		2,950 円	トリプル加入の場合

注1 上記料金は税別価格である。

※1上記月額料金にはNHK受信料は含まれない。

(2)オプションメニュー

1台目オプションSTB (月額利用料)

	エコノミー	デジタルプレミアム
楽録	+500 円/台	+500 円/台
楽録ブルーレイ	+1,100 円/台	+1,100 円/台
4K(標準)	+500 円/台	+500 円/台
4K(HDD内蔵)	+800円/台	+800円/台

注1 上記料金は税別価格である。

※1契約者が上記に定める基本料を1年分一括して前納する場合は、1ヶ月分を割引きする。

2台目以降オプションSTB追加(月額利用料)

	エコノミー	デジタルプレミアム
標準	200円/台	1,000円/台
楽録	500円/台	1,500円/台
楽録ブルーレイ	1,100円/台	2,100円/台
4K(標準)	500円/台	1,500円/台
4K(HDD内蔵)	800円/台	1,800円/台

注1 上記料金は税別価格である。

※1 契約者が上記に定める基本料を1年分一括して前納する場合は、1ヶ月分を割引きする。



# 四国中央テレビケーブルインターネット接続サービス契約約款

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 株式会社四国中央テレビ（以下「当社」という。）は、このインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」という。）、並びに当社が別に定める料金表により、インターネットサービスを提供する。

### (約款の適用)

第2条 当社は、事業法第34条の4第1項の規定に基づき、この約款を変更することがある。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款による。なお、最新の約款は当社のホームページ上で公開する。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介することで、その他電気通信設備を他人の用に供すること
3	引込線	契約者宅への引込線及び保安器
4	屋内線	保安器の出力端子以降の設備（端末接続装置は除く）
5	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
6	電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
7	インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
8	インターネット接続サービス取扱所	1 インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9	契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
10	契約者	当社と契約をしている者
11	契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
12	ID	英数字及び記号の組み合わせであって、契約者を識別するために当社が付与するメールアドレス及び、特定のサービス利用のために当社が付与するIPアドレス等の符号

13	パスワード	英数字及び記号の組合せであって、契約者を識別するためにIDと対応して当社が付与する初期符号及び、契約者自信が当社所定の手続きにより設定変更した当該符号
14	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）又は同一の建物内であるもの
15	端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
16	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17	自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
19	技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省第31号）で定める技術基準
20	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

（インターネット接続サービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等がある。

（契約の単位）

第5条 当社は契約者回線1回線（1端末接続装置毎に1回線とする。）毎に1の契約を締結する。この場合、契約者は1の契約につき1人に限る。

2 1回線に複数の世帯・企業等が接続される場合は、各世帯・企業毎に締結するものとする。

3 業務目的であるいは継続的に当社の提供するサービスを不特定又は多数の人が利用できるように自営電気通信設備若しくは端末設備を設置する場合、当社との別段の取決め又は承諾が必要である。

（最低利用期間）

第6条 インターネット接続サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間がある。

（契約者回線の終端）

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とする。

- 2 当社は、前項の設置場所を決めるときは、契約者と協議する。
- 3 上記の工事に関しては当社若しくは当社の指定した者が行う。

(端末接続装置の貸与)

第8条 端末接続装置は当社の所有とし、契約者に貸与する。

(契約申込みの承諾)

第9条 契約者の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出するものとする。

- 1 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- 2 契約者回線の終端とする場所
- 3 その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第10条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾する。

ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがある。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知するものとする。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがある。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがある。
  - 1 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
  - 2 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（「この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいう。」以下同じとする。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - 3 その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

第11条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができる。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第9条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとする。
- 3 変更に伴い発生する手続きに関する費用に関しては第26条の規定によるものとする。

(契約者回線の移転)

第 12 条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求することができる。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合がある。

3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 10 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとする。

4 第 1、2 項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行うものとする。

(インターネット接続サービスの利用の休止)

第 13 条 契約者は当社が提供するサービスを一時的に休止しようとする場合は、当社が別に定める一定期間内において、サービスの休止が出来るものとする。

2 サービスを休止する場合、契約料の払戻しは行わないものとする。

3 サービスを休止する場合、契約者は第 24 条の規定による料金を支払うものとする。

4 サービスを休止する場合、当社は当社が所有又は管理する設備を撤去することを原則とする（屋内線は除く）。同時に第 1 条にある業務を停止するものとする。この場合、契約者が所有する設備又は占有する敷地・建物・構築物等の復旧に関しては当社は関知しないものとする。

5 休止後、サービスの復活をする場合は、契約者は当社にその旨を申し出るものとする。なお、当社は申出により、サービスの提供に必要な工事を行い、その費用は契約者が負担するものとする。

(その他の契約内容の変更)

第 14 条 当社は、契約者から請求があったときは、第 9 条（契約申込みの方法）第 3 号に規定する契約内容の変更を行うものとする。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとする。

(譲渡の禁止)

第 15 条 契約者は相続の場合以外、インターネット接続サービスを受ける権利を、譲渡することが出来ないものとする。

(契約者が行う契約の解除)

第 16 条 契約者は、契約を解除しようとする場合は、速やかに当社にその旨を申し出

るものとする。

2 契約を解除する場合、契約料の払戻しはしない。ただし、契約の日から 8 日の間、書面で当社が認知することをもって契約を解除又は取り消すことができる。なお、工事に関しては第 27 条の規定によるものとする。契約料を支払い済みの場合は、その契約料の払戻しを行うものとする。

3 契約を解除する場合、契約者は第 24 条の規定による料金を支払うものとする。

4 契約を解除する場合、当社は当社が所有又は管理する設備を撤去することを原則とする。(屋内線は除く)。同時に第 1 条にある業務を停止する。この場合、契約者が所有する設備又は占有する敷地・建物・構築物等の復旧に関しては当社は関知しないものとする。

(当社が行う契約の解除)

第 17 条 当社は、次の場合には、その契約を解除することができるものとする。

1 料金その他の債務について、支払を 2 ヶ月以上遅延したとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含む)

2 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

3 第 37 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

4 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

5 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

6 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる理由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

3 当社は、その契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知する。

4 当社は、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去します(屋内線は除く)。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合、契約者は、その復旧に係る復旧費

用を負担するものとする。

### 第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第18条 当社は、当社のインターネット接続サービスの開始以降、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供するものとする。

2 付加機能の提供に必要な料金に関しては、第24条、第26条の規定によるものとする。

### 第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

第19条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する伝記通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができる。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出するものとする。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾する。

(回線相互接続の変更・廃止)

第20条 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとする。

2 前条、(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用する。

### 第5章 利用中止及び利用の制限

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがある。

1 当社の電気通信設備の保守上又は工事上止むを得ないとき。

2 第22条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがある。

3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、予めそのことを契約者に知らせるものとする。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りではない。

(利用の制限)

第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがある。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがある。

3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為を行ったときは、その利用を制限することがある。

4 インターネット接続サービスの利用者が、当社のホームページ上に記載したインターネット接続サービス利用規約に違反する行為を行ったときは、その利用を制限することがある。また、その行為が改善されない場合は、第17条（当社が行う契約の解除）に基づき契約を解除することがある。

## 第6章 料金等

### 第1節 料金

(料金の適用)

第23条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、契約料、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによる。

### 第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

第24条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除若しくは休止があった日の属する月の月末日までの（付加機能又は端末接続装置の廃止についても同様）期間について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」という。以下この条において同じとする。）の支払を要するものとする。

2 利用料等の支払単位は月毎とする。

3 料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとする。

4 契約者は月途中にインターネット接続サービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を

行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行ったインターネット接続サービスの、その月の利用料等に関しては、変更前の利用料等を適用するものとする。

5 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料の支払は、次によるものとする。

1 契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 間	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除く。）

6 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還するものとする。

（契約料の支払義務）

第25条 契約者は、第9条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する契約料の支払を要する。

（手続きに関する料金等の支払義務）

第26条 契約者は、インターネット接続サービスを開始した後、インターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更、追加・廃止等の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する登録（変更）手数料の支払を要する。ただし、その手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りではない。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとする。

（工事に関する費用の支払義務）

第27条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要する。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取り消し（以下この条において「解除等」という。）があったときは、この限りではない。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還



する。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担するものとする。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とする。

3 契約者はインターネット接続サービスを行うための電気通信設備若しくは端末接続設備の設置工事が完了したときに工事料を支払うものとする。

### 第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第28条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとする。

(延滞利息)

第29条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとする。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではない。

## 第7章 保守

(当社の維持責任)

第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持に努める。

(契約者の維持責任)

第31条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持するものとする。

(設備の修理又は復旧)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧するものとする。

(契約者の切分け責任)

第 33 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除く。以下この条において同じとする。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備の修理の請求をするものとする。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に知らせるものとする。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者に知らせた後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担してもらうものとする。

## 第 8 章 損害賠償

(責任の制限)

第 34 条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下この条において同じとする。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償するものとする。

2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限る。）について 24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償するものとする。ただし、当社が認知していない場合、加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった加入者は、その権利を失うものとする。

3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しない。

(免責)

第 35 条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負わない。

2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとする。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」という。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しない。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとする。

## 第 9 章 雑則

### （承諾の限界）

第 36 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがある。この場合は、その理由をその請求をした者に通知する。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

### （利用に係る契約者の義務）

第 37 条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとする。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとする。これに関する責任は契約者が負うものとする。

2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとする。

3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととする。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限

りではない。

- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととする。
- 5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととする。
- 6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良に管理者の注意をもって保管することとする。
- 7 契約者は、規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとする。
- 8 契約者は、当社のインターネット接続サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己が行ったか否かを問わず、責任を負うものとする。

#### (ID及びパスワードの管理責任)

- 第38条 契約者は、自己のID及び、これに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとする。
- 2 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申出るものとし、当社の指示に従うものとする。
  - 3 契約者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のID及びこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとする。

#### (相互接続事業者のインターネット接続サービス)

- 第39条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認するものとする。
- 2 契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとする。

#### (技術的事項及び技術資料の閲覧)

- 第40条 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供するものとする。

(営業区域)

第 41 条 営業区域は、当社が別に定めるところによる。

(閲覧)

第 42 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供するものとする。

#### 四国中央テレビケーブルインターネット料金表

##### 料金表 (第 4 条)

##### 1. 契約料

1 契約につき	30,000 円 (税別価格)
---------	-----------------

##### 2. 引込工事料

1 引込線につき	15,000 円 (税別価格)
----------	-----------------

※当社の施工基準 (引込線長 40m) を超えるものについては実費を請求する。

##### 3. 屋内工事料

ケーブルモデムまでの設置工事費	実費
-----------------	----

##### 7. サービスの種類

サービス名	ライトコース	ベーシックコース	プレミアムコース
速度 (下り / 上り)	15Mbps / 256Kbps	40Mbps / 1.5Mbps	100Mbps / 2Mbps
月額利用料	1,900 円 / 2,800 円	3,500 円	4,500 円

※月額利用料金については税別価格。

※速度については、全て最高速度を標記しておりますので、回線の混み具合により変動する。

※ライトコース月額利用料金のうち、2,800 円 (税別価格) は、単体加入の場合。

※月額利用料については、ケーブルモデムのレンタル料が含まれている。

##### 5. オプションメニュー

サービス名	ベーシックコース	プレミアムコース
メールアドレス追加	300 円 (税別価格) / 個・月 (基本の 1 個を含めて最大 5 個まで)	
ホームページ利用 (容量)	1 個 (20MB) 無料	
ホームページ容量追加	500 円 (税別価格) / 10MB・月 (基本の 20MB を含め最大 100MB まで)	
ホームページアカウント追加	400 円 (税別価格) / 個・月 (基本の 1 個を含め最大 5 個まで)	
登録 (変更) 手数料	500 円 (税別価格) / 回 (契約内容の再登録及び契約内容の変更に伴う手数料)	
サービスコース変更	登録 (変更) 手数料 + 屋内工事料 (実費)	
サービス一時休止	1,000 円 (税別価格) / 月 (3 ヶ月まで)	

※オプションメニューのご利用にあたっては、上記の追加料金が必要。

なお、オプションメニューの追加・変更については、別紙申込書より受付 (申込書 1 枚につき 1 回分の手数料が必要。)

※この料金表は平成 26 年 4 月 1 日より施行。